

北海道の海洋生物資源の保存及び管理に関する計画第1の別に定める 「くろまぐろ」について

(第4管理期間)

平成30年 6月29日公表

一部改正 平成30年10月 5日公表

第1 くろまぐろの保存及び管理に関する方針

- 1 本道においてくろまぐろは、定置網漁業、はえ縄漁業、一本釣り漁業により、太平洋、日本海及びオホーツク海で漁獲されている。
- 2 このため、同資源の保存及び管理を通じて、安定的で持続的な利用を図るために、国の基本計画により決定された漁獲可能量の本道の数量について本道の漁業の実態に応じた適切な管理措置を講じることとする。
- 3 漁獲可能量を適切に管理し、必要に応じて漁業者等の指導又は採捕数量の公表等実効措置を講じるため同資源の採捕実績の的確な把握に努めることとする。
併せて、採捕の数量が積み上がり本道の知事管理量に近づいた場合は、この旨を直ちに公表するとともに、早期是正や採捕停止の措置を講じるものとする。
- 4 適切な管理を行っていくためには、くろまぐろの分布、回遊状況、当該資源を取り巻く環境等についてのより詳細な科学的データ又は知見が必要であり、当該データの蓄積又は知見の進展を図るため、北海道立総合研究機構水産研究本部及び国又は関係都府県との連携の下、資源調査体制の充実強化を図ることとする。
- 5 くろまぐろの適切な保存及び管理を図るため、漁業者間の自主的取り決めを後押しし、引き続き漁業者等による自主的な資源管理を推進する。

第2 くろまぐろの漁獲可能量について本道の知事管理量に関する事項

第4管理期間（平成30年7月1日から平成31年3月31日まで）の知事管理量は、次表のとおりである。

資源の種類	管理の対象となる期間	知事管理量	備考
くろまぐろ 30 キログラム未満の小型魚（以下「小型魚」という。）	平成30年7月1日から 平成31年3月31日まで	8.3 トン	全数量を留保する
くろまぐろ 30 キログラム以上の大型魚（以下、「大型魚」という。）		208.4 トン	うち 16.0 トンを留保する

- ・ 第4管理期間の本道の小型魚の知事管理量(8.3 トン)は、真にやむを得ない混獲を管理する目的にのみ使用することとし、北海道が一括で管理する。
- ・ 大型魚の留保数量は、不確実な漁獲量の拡大に備えるとともに、資源の来遊状況等に応じて柔軟に対応するために用いることとし、関係漁業者等を構成員とする数量を管理する委員会において留保枠の利用について調整が整った場合は、その内容を公表するものとする。
なお、留保の利用の調整が整った場合は、関係海区漁業調整委員会へ報告することとする。

- 我が国全体の小型魚又は大型魚の漁獲可能量を超えるおそれが著しく大きいと認め、農林水産大臣が当該採捕の数量を公表した場合は、上表の本道の知事管理量が消化されていない場合であっても、その時点における本道の採捕の数量をもって、上表の本道の知事管理量とする。

第3 くろまぐろの知事管理量について、採捕の種類別又は海域別の数量に関する事項

採捕の種類別の割当量は、次表のとおりである。

採捕の種類	資源の種類	割当量
定置網漁業を除く採捕	小型魚	0トン
	大型魚	121.2トン
定置網漁業による採捕	小型魚	0トン
	大型魚	71.2トン

(注) 定置網漁業とは、定置漁業、底建網漁業、小型定置網漁業をいう。

大型魚の海域別の割当量は、次表のとおりである。

採捕の種類	海 域	割当量
定置網漁業を除く採捕	1 渡島総合振興局管内沖合海域（久遠郡・二海郡両郡界から二海郡・爾志両郡界に至る間を除く。）	112.6トン
	2 全道沖合海域（1の海域を除く。）	8.6トン
定置網漁業による採捕	3 渡島総合振興局管内沖合海域（函館市・茅部郡界から函館市銚子町・同市古部町界に至る間に限る。） ※ 南かやべ漁業協同組合地先水面	40.9トン
	4 渡島総合振興局管内沖合海域（3及び久遠郡・二海郡両郡界から二海郡・爾志両郡界に至る間を除く。）	18.4トン
	5 全道沖合海域（3及び4の海域を除く。）	11.9トン

- 第2の大型魚の留保数量について、関係漁業者等を構成員とする数量を管理する委員会において留保枠の利用について調整が整った場合は、その内容を公表するものとする。
なお、留保を利用する場合は、関係海区漁業調整委員会へ報告することとする。
- 上記に掲げる大型魚の採捕の種類別及び海域別の割当量の移譲について、関係漁業者等を構成員とする数量を管理する委員会において協議が整った場合は、その内容を公表するものとし、上記の表に掲げる割当量は、当該移譲を反映した数量とする。
なお、移譲する場合は、関係海区漁業調整委員会へ報告することとする。
- 本道の採捕の数量が採捕の種類別又は海域別の数量を超えるおそれが著しく大きいと認める場合は、定めた採捕の種類ごと又は海域ごとに法第10条第2項の規定に基づき、採捕の停止命令を発出する。

第4 くろまぐろの知事管理量に関し実施すべき施策に関する事項

1 採捕の報告体制等について

- (1) 各漁業協同組合は、くろまぐろの採捕があった場合は毎日速やかにその数量を報告するものとする。

なお、報告は道が別途指示する方法により、電子データの入力を行うこととし、入力されたデータを基に作成される全道のくろまぐろの採捕状況について、所属する漁業者と情報を共有するものとする。

- (2) 道は、1日に小型魚が採捕された旨の報告があった場合又は1日に大型魚が1トンを超える採捕の数量報告があった場合は、速やかに当該採捕の数量を国に報告する。
- (3) 小型魚の管理措置として、小型魚の採捕があった場合は、当該漁業者は翌日の操業を自主的に休漁する。
なお、当該漁業者による2回目の採捕があった場合は翌日から3日間、3回目以降の採捕については、採捕のあった翌日から5日間、操業を自主的に休漁する。

2 採捕の数量の公表等について

- (1) 道は法第8条第2項の規定に基づき、本道における大型魚の採捕の数量が、知事管理量を超えるおそれがあると認める場合として、本道の第2又は第3の数量（留保の数量を除く）の7割を超え、又はそのおそれがあると認める時点で、当該採捕の数量を公表するものとする。
- (2) また、採捕の数量が我が国全体の小型魚若しくは大型魚別の漁獲可能量の7割を超え、又はそのおそれがあると認める時点で農林水産大臣から当該採捕の数量が公表される。この際、当該公表がされた時点で本道の(1)の公表がされていない場合は、農林水産大臣の当該採捕の数量の公表をもって本道の(1)の公表とする。

3 早期是正措置

第4管理期間では、小型魚は第3の採捕の種類別の割当量が0トンであることから、法第9条第2項の規定に基づく措置ではなく、管理期間中（平成30年7月1日から平成31年3月31日まで）は採捕停止命令を発出することとする。

大型魚の取扱については、次のとおりとする。

第3の数量の5割を超えた時点で、早期是正措置の実施に備えるよう通知する。また、前述の採捕の数量の公表後、速やかに法第9条第2項の規定に基づく助言、指導又は勧告を内容とする早期是正措置を道内の漁業者等に対し講じるものとする。

(1) 定置網漁業を除く漁船漁業の場合

- ① 定置網漁業を除く採捕の割当量の7割を超えるおそれがあると認めるとき
- ・ 漁業者は、操業時間短縮又は操業日数の抑制を実施する。
 - ・ 道は、これらの措置の実施を助言する。併せて、所属漁業協同組合に当該措置の履行確認を依頼する。
- ② 定置網漁業を除く採捕の割当量の8割を超えるおそれがあると認めるとき
- ・ 漁業者は、操業時間短縮又は操業日数の抑制を実施する。
 - ・ 道は、これらの措置の実施を指導する。併せて、所属漁業協同組合に当該措置の履行確認を依頼する。
- ③ 定置網漁業を除く採捕の割当量の9割を超えるおそれがあると認めるとき
- ・ 漁業者は、くろまぐろを獲ることを目的とした操業は自粛する。
 - ・ 道は、これらの措置の実施を勧告する。併せて、所属漁業協同組合に当該措置の履行確認を依頼する。

(2) 定置網漁業の場合

- ① 定置網漁業による採捕の割当量の7割を超えるおそれがあると認めるとき
- ・ 漁業者は、網起こしの回数を1日1回の抑制に取り組む。併せてくろまぐろ

の個体の放流に努める。

ただし、魚探や目視等でくろまぐろが入網していないことを確認できた場合又は速やかに放流できる場合はこの限りではない。

- ・ 道は、これらの措置の実施を助言する。併せて、所属漁業協同組合に当該措置の履行確認を依頼する。

② 定置網漁業による採捕の割当量の8割を超えるおそれがあると認めるとき

- ・ 漁業者は、網起こしの回数を1日1回の抑制に取り組む。併せてくろまぐろの個体の放流に努める。

ただし、魚探や目視等でくろまぐろが入網していないことを確認できた場合又は速やかに放流できる場合はこの限りではない。

- ・ 道は、これらの措置の実施を指導する。併せて、所属漁業協同組合に当該措置の履行確認を依頼する。

③ 定置網漁業による採捕の割当量の9割を超えるおそれがあると認めるとき

- ・ 漁業者は、全てのくろまぐろの放流に取り組む。

- ・ 道は、これらの措置の実施を勧告する。併せて、所属漁業協同組合に当該措置の履行確認を依頼する。

4 その他くろまぐろの保存及び管理に関する重要事項について

(1) 遊漁（遊漁者及び遊漁船業者）の管理について

- ① 道は、道内の漁業者へ管理の取組を指導した場合は、道内の遊漁船業者に対しても同様の指導を行うものとする。この場合、道は国や他の都府県に対し当該指導内容を速やかに報告するものとする。

- ② 特にプレジャーボート等を利用した採捕の実態が必ずしも明らかでないことから、道は国と協力しつつ、釣り団体の各ホームページやテレビ等の媒体を通じてくろまぐろの管理状況や漁業者の取組への理解と協力の呼びかけを行うものとする。

第5 その他海洋生物資源の保存及び管理に関する重要事項について

1 採捕の停止命令について（大型魚）

- (1) 本道の採捕の数量が第2の知事管理量（留保の数量を除く）の9割5分を超える時点で、道は、法第10条第2項の規定に基づく採捕の停止命令を発出する。

- (2) 本道の採捕の数量が第3の採捕の種類別又は海域別数量の9割5分を超える時点で、道は、法第10条第2項の規定に基づく採捕の停止命令を発出する。

- (3) なお、本道の採捕の数量の積み上がり状況によっては、知事管理量を超えないようにするため、採捕の種類別又は海域別の数量のうち、最初に超えるおそれが著しく大きいと認める数量について、当該数量の9割5分を超える時点で、道は、採捕の停止命令を発出するものとする。

2 その他採捕の停止命令に関すること

遊漁者による採捕の数量は知事管理量に含まれるため、第3の採捕の種類別における定置網漁業を除く採捕等について採捕の停止命令が出された際は、本道の水面での遊漁者も命令対象者となり、道が道内の漁業者に対し管理の取組を指導した際は、同様の指導を行う。